

第1 一般的禁止事項に関する細則

区分所有法第6条（区分所有者の権利義務等）第1項「区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し、区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。」同条第3項「第1項の規定は、区分所有者以外の占有者に準用する。」に基づき、ライアヒルス鳳の居住者の一般的禁止事項を、次のとおり定める。

1 専有部分を改装するにあたり、柱、梁、スラブ、昇降等の主要構造部である共用部分を変更し、又は専用使用部分を改造し、若しくは構造物を構築、設置すること。

2 外観を変更すること、又は建物の外部（住戸玄関扉、窓ガラス、バルコニー、外壁等）に看板・掲示板等を設置し、装飾等を施すこと。

3 電気・ガス・給排水等の設備の容量に影響を及ぼす諸設備の変更、新設、又は付加すること。

4 当マンション内で小鳥、熱帯魚、金魚以外の動物（犬・猫等、家畜、鳥獣類等）を飼育すること。

5 近隣に迷惑となる騒音・振動・悪臭・煤煙等が発生させる行為すること。

6 危険物または不潔、悪臭のある物品を敷地内に持ち込むこと。

7 敷地及び廊下、階段、メーターボックス内等に「物」を置くこと。

8 バルコニーを改造すること、又は出窓の新設、据置型物置を設置すること。重量物を搬入すること。

9 バルコニーの手摺を利用して、外側に干し物を干すこと。

10 バルコニーに敷物を敷く場合、床面と敷物を接着剤等で接着すること。

11 私設アンテナをバルコニー等に設置すること。

12 コミ出しの方法及び区分を守らないこと。

13 駐車場、車路、開放廊下で子供を遊ばせたり、球戯やボールの壁打ちをすること。

14 その他公序良俗に反し、共同生活の秩序を乱す行為すること。